

福岡市浄化槽設置整備事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共下水道事業計画区域及び集落排水処理区域以外の地域において、水洗化の普及を図り、生活環境を改善し、河川及び博多湾の水質を保全するため、福岡市が交付する浄化槽設置整備事業の助成金の助成対象、助成金額、その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 浄化槽とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上及び放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日間平均）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するものをいう。

(助成対象地域)

第3条 助成の対象となる地域（以下「助成対象地域」という。）は、次に掲げる区域以外の地域とする。

- (1) 公共下水道事業計画区域
- (2) 農業集落排水処理施設による処理区域
- (3) 漁業集落排水処理施設による処理区域

(助成金の交付対象者)

第4条 市長は、助成対象地域において、居住を目的とした住宅（小規模小売店舗等を併設した住宅を含む。ただし、居住部分の床面積が2分の1以上である場合に限る。）に浄化槽を浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）及び福岡市浄化槽法施行細則（昭和60年福岡市規則第100号）に基づき設置しようとする個人に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。なお、助成制度については、公募により周知を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、助成金を交付しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けず、又は法第5条第1項に基づく届出を行わないで浄化槽を設置する者
- (2) 建物又は土地を借りている者で、賃貸人の浄化槽設置承諾が得られない者
- (3) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がある者
- (4) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
- (5) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 公共施設に浄化槽を設置する者

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、浄化槽の設置に要する費用（浄化槽の設置に当たり撤去が必要な単独処理浄化槽の撤去工事又はくみ取り便槽の撤去工事を含む。）の4割とし、別表第1の左欄に掲げる区分につき、それぞれ右欄に定める額を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 位置図（付近見取図）
- (2) 住宅平面図（浄化槽配置図、配管位置図）
- (3) 建築基準法に基づく確認済書及び区役所の押印を受けた浄化槽設置届出書の写し又は法に基づく浄化槽設置届出書の写し及び受理書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 工事費内訳書
- (6) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (7) 浄化槽設備士免状の写し
- (8) 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- (9) 浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)（ただし、10人槽以下に限る。）
- (10) 建物又は土地を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知等)

第7条 市長は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して助成金の交付の可否を決定する。

2 市長は、助成金を交付すると決定した者に対しては、助成金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては、助成金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請等)

第8条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、助成金申請内容を変更するとき又は助成金の交付の対象となった事業(以下「助成対象事業」という。)を中止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、第1項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して承認を決定した者に対しては、変更承認通知書(様式第5号)により、承認しないと決定した者に対しては、変更不承認通知書(様式第6号)によりそれぞれ通知する。

3 助成対象者は、助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は助成対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(実績報告)

第9条 助成対象者は、助成金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月25日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)に次の書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し(浄化槽を設置する者が自ら保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽法定検査契約書等の写し
- (3) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト(浄化槽工事検査報告書)の写し
- (4) 工事費請求書又は領収書の写し
- (5) 工事費内訳書
- (6) 施工の写真
- (7) その他、市長が必要と認める書類

(交付額の確定及び通知)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び現地確認、またはその他相当の手段により、その報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の交付額を確定し、助成金交付額確定通知書(様式第8号)により当該助成対象者に通知する。

(助成金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により助成金交付額の確定の通知を受けた助成対象者は、助成金交付請求書(様式第9号)により市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は前項の請求があったときは、助成金を交付する。

(助成金交付決定の取消し)

第12条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により助成金を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金交付の条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表第1(第5条関係)

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6~7人槽	414,000円
8~10人槽	548,000円
11~20人槽	939,000円
21~30人槽	1,472,000円
31~50人槽	2,037,000円
51人槽~	2,326,000円